

「介護職員処遇改善手当・特定処遇改善手当」について

医療法人 愛光グループ
理事長 中里 貞夫

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を算定するにあたり、給与規程第24条及び25条に基づき手当を支給しますのでお知らせします。なお、支給額については毎年、計画の届出をする際に見直しを行うこととします。また、当該加算の算定を取り下げた場合、本手当は終了します。

○ 処遇改善手当

月給制の介護職員	支給額 月額23,000円
時給制の介護職員	支給額 1時間あたり80円

○ 特定処遇改善手当

【支給対象者】：次の要件をすべて満たす月給制の介護職員（ただし試用期間中の者を除く）

【ランクA】：経験・技能のある介護職員 支給額 月額30,000円

- ・管理者職手当を支給しており、かつ介護職員を兼務している者
- ・経験年数7年以上

【ランクB】：中堅介護職員 支給額 月額15,000円

- ・職務手当を支給している者
- ・経験年数5年以上
- ・介護福祉士

【ランクC】：他の介護職員 支給額 月額10,000円

- ・その他の介護職員

また、当年度に得られた加算の合計金額から毎月分配した合計金額を差し引き、余剰が発生した場合は翌年度4月に一時金として分配する。

余剰金額 = (A)
(ランクAの人数×3) + (ランクBの人数×1.5) + (ランクCの人数)

【ランクA】 (A) × 3

【ランクB】 (A) × 1.5

【ランクC】 (A) × 1

以上